

平成 30 年 度

定期 監 査 結 果 報 告 書

(第 2 次)

市 産 業 環 企 農
民 業 經 境 業 委 員 会
部 部 部 局 事 務 局
部 部 局 局

大 牟 田 市 監 査 委 員

平成 31 年 3 月 27 日

大 牟 田 市 議 会 議 長 境 公 司 殿
大 牟 田 市 長 中 尾 昌 弘 殿
大 牟 田 市 農 業 委 員 会 会 長 古 賀 正 廣 殿

大牟田市監査委員 中 原 修 作
同 大 野 哲 也

定期監査の結果について(平成 30 年度第 2 次)

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告書を提出します。

1 監査の対象 市民部、産業経済部、環境部、企業局、
農業委員会事務局

2 監査執行期間

平成 30 年 12 月 4 日(火)から平成 31 年 2 月 13 日(水)まで

3 監査の範囲

財務に関する事務の執行 平成 30 年 10 月末日現在

公印、現金等の管理 検査日現在

4 監査の方法

今回の監査は、主に平成 30 年度における財務に関する事務の執行状況を対象とし、関係法規及び予算に基づき適正に管理、執行されているかどうかについて試査するとともに、関係職員等からの説明を受け実施した。

5 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり個別指摘事項が認められたので、必要な措置を講じられたい。

なお、個別指摘事項に対する措置が講じられた場合は、その通知を求めるものである(地方自治法第 199 条第 12 項)。

【監査項目】

一般会計

(市民部)

[歳入]

- | | | |
|---|---------|-------|
| 1 | 総務手数料 | (市民課) |
| 2 | 市たばこ税 | (税務課) |
| 3 | 税証明等手数料 | (税務課) |
| 4 | 滞納処分の執行 | (納税課) |

[歳出]

- | | | |
|---|-------|---------|
| 5 | 賦課徴収費 | (市民生活課) |
|---|-------|---------|

[公印]

- | | | |
|---|-------|---------------------------|
| 6 | 公印の管理 | (市民生活課、市民課、税務課、納税課、保険年金課) |
|---|-------|---------------------------|

(産業経済部)

[歳入]

- | | | |
|---|--------------|------------|
| 1 | エコサンクセンター使用料 | (産業振興課) |
| 2 | 動物園ゆめ基金寄付費 | (観光おもてなし課) |

[歳出]

- | | | |
|---|--------------|--------------|
| 3 | まちづくり基金事業費補助 | (産業振興課) |
| 4 | 動物園整備事業費 | (観光おもてなし課) |
| 5 | 農業用施設維持管理費 | (農林水産課) |
| 6 | 三池港整備推進費 | (三池港・みなと振興室) |

[公印]

- | | | |
|---|-------|---|
| 7 | 公印の管理 | (産業経済総務課、産業振興課、観光おもてなし課、農林水産課、三池港・みなと推進室) |
|---|-------|---|

(環境部)

[歳入]

- | | | |
|---|---------|---------|
| 1 | し尿処理手数料 | (環境業務課) |
|---|---------|---------|

[歳出]

- | | | |
|---|------------------|---------|
| 2 | ごみ減量推進費 | (環境企画課) |
| 3 | 測定局管理費 | (環境保全課) |
| 4 | 地域等リサイクル促進事業費報償金 | (環境業務課) |

5 リサイクルプラザ管理費 (環境施設課)

6 廃棄物対策費 (廃棄物対策課)

[公印]

7 公印の管理

(環境総務課、環境企画課、環境保全課、環境業務課、環境施設課、
廃棄物対策課)

(農業委員会事務局)

[歳出]

1 農業委員会事務局費

[公印]

2 公印の管理

国民健康保険特別会計

(市民部)

[歳入]

1 国民健康保険税 (保険年金課)

後期高齢者医療特別会計

(市民部)

[歳入]

1 後期高齢者医療保険料 (保険年金課)

水道事業会計

[支出]

1 賃借料

2 負担金及び交付金

[公印]

3 公印の管理

公共下水道事業会計

[支出]

1 委託料

2 賃借料

[公印]

3 公印の管理

【個別指摘事項】

一般会計

(環境部)

(1) し尿処理手数料

(環境業務課)

手数料の還付については、地方自治法第231条の3第4項で「地方税の例による」と規定されており、地方税法第17条の2では、「還付を受けるべき者につき納付し、又は納入すべきこととなった地方団体の徴収金(略)があるときは、(略)過誤納金をその地方団体の徴収金に充当しなければならない」と規定されている。

し尿処理手数料の過誤納金については、滞納がある場合であっても、充当処理ではなく還付処理がなされていた。

法の規定に沿った適正な事務処理に努められたい。